

○旭川工業高等専門学校学生の服装等の基準

(昭和63.6.27 校長裁定)

改正 平成22.8.23

旭川工業高等専門学校学生の服装等の基準

旭川工業高等専門学校学生準則第15条第2項の規定に基づき、学生が着用する服装等の基準を次のとおり定める。

- 1 服装は、高専学生らしく、かつ、学校生活に適したものを着用すること。
- 2 履物は、行動性のある靴とし、つっかけ式のサンダル、スリッパ類は使用しないこと。
- 3 頭髪は、清潔で、活動的に整えること。
- 4 体育、実験、実習時等における服装（履物を含む。）は、それぞれ定められたものを着用すること。
- 5 式典、行事、見学等の場合は、その場にふさわしい服装を着用すること。

附 則

この基準は、平成22年8月23日から適用する。